平成２１年（フ）第２７４号
神奈川県座間市相模が丘２丁目25番１号　宮コーポ３号
債務者　及川　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２７５号
神奈川県相模原市下九沢2025番地
債務者　三浦　恵子（旧姓大貫）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３９号
長野県佐久市岩村田3334番地１　花園団地Ｂ507
債務者　河西　晃子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３２７号
静岡県袋井市川井1288番地の７　サンワハイツⅢ102、住民票上の住所静岡県磐田市東貝塚1251番地37
債務者　坪井ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１５０１号
東京都目黒区目黒本町２丁目２―10―302
債務者　平山　　満
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５０２号
東京都大田区中央４丁目33―17―102
債務者　大山ゆかり
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６４８号
東京都狛江市岩戸南１丁目４―17―303
債務者　山本　佳代
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６４９号
東京都清瀬市竹丘１丁目13―15―207
債務者　見崎　　将
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６５１号
東京都江戸川区大杉５丁目20―17―103
債務者　林　　真澄
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６６８号
千葉県浦安市当代島１丁目６―16―102
債務者　渡邊由紀子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７１２号
千葉県船橋市海神６丁目12―１―101
債務者　上野　正勝
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７９５号
東京都練馬区田柄２丁目22―12―202
債務者　久木　千春
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８０４号
東京都西東京市向台町４丁目17―６
債務者　遠藤　悦子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８４１号
東京都杉並区高井戸東４丁目11―28―203
債務者　佐々木　望
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８５９号
東京都多摩市諏訪３丁目２―４―401
債務者　佐野　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部